

日の出町

都市計画マスターplan

[概要版]

令和7年3月

「**人にやさしく住みよいまちづくり**



日の出町
イメージキャラクター
「ひのでちゃん」



日の出町

1

都市計画マスタープランについて

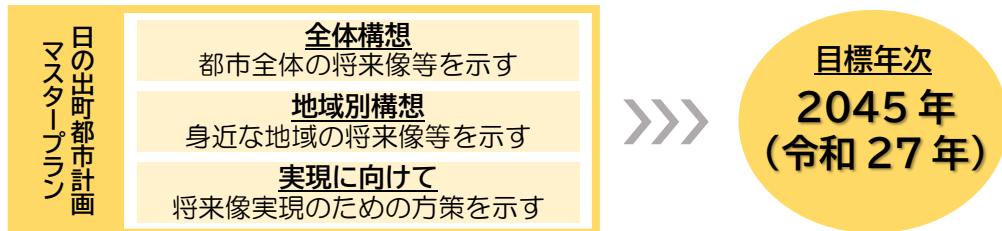
(1)都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、町域全体及び各地域の将来のあるべき姿を示すとともに、その実現に向けて都市づくりや地域づくりの基本的な方針を示すものです。

(2)計画の構成と目標年次

都市計画マスタープランは、都市全体の将来像を示す“全体構想”と、身近な地域の将来像を示す“地域別構想”、将来像実現の方策を示す“実現に向けて”により構成されています。

計画の目標年次は、長期的な将来を見据え、おおむね20年後の【2045年(令和27年)】とします。



2

日の出町の現状と課題

(1)町の現状

- 令和5年4月1日現在、本町の人口は16,390人、世帯数は7,514世帯となっており、平成27年以降人口は減少傾向となっています。
- 令和4年の土地利用は、森林が約1,981ha(約71%)で最も多く、次いで独立住宅が約157ha(約6%)、道路が約111ha(約4%)、畠が約88ha(約3%)となっています。
- 令和6年2月に実施した町民意識調査では、今後のまちづくりにおいて「店舗やサービス施設などが身近にある便利なまち」を求める意見が最も多く、次いで「自然と市街地が調和した住みよいまち」「災害に強いまち」となっています。

(2)まちづくりの課題

1)効率的で利便性の高いまちづくり

今後の人団減少傾向を緩やかにしていくため、町民の定住・転入を促進する効率的で利便性の高いまちづくりが必要となっています。

2)新たな価値を創出するまちづくり

時代の変化に合わせて、豊富な自然資源等、町の個性を生かした新たな価値の創出・取組が必要となっています。

3)災害に強く安心できるまちづくり

本町は急峻な地形であることから、町民の生命と財産を守るために、防災・減災対策の充実が必要となっています。

3

全体構想

3-1 都市の将来像と都市づくりの基本方針

(1) 都市の将来像

都市の
将来像

人にやさしく住みよいまちづくり

本町は、「第五次日の出町長期総合計画」に掲げる将来像「みんなでつくろう　日の出町！」を目指し、各種のまちづくりを推進しています。

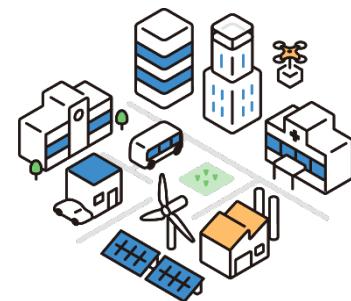
近年は、本格的な人口減少社会が到来し、人口減少社会においても活力を失わないまちづくりや、ともに支え合う地域づくりが求められています。また、平成23年に発生した東日本大震災以降、平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島地震等大規模地震が頻発し、さらに、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大による閉塞感も漂っていることから、今後のまちづくりにおいては、町民にやさしいまちづくりが必要と考えられます。

(2) 都市づくりの基本方針

1) 効率的で利便性の高い「住みよいまちづくり」

住宅供給、公共施設等の統廃合・再配置といった、効率的なまちづくりを進めます。

公共交通網にあわせた機能の集約化等による「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方により利便性の高いまちづくりを進めます。

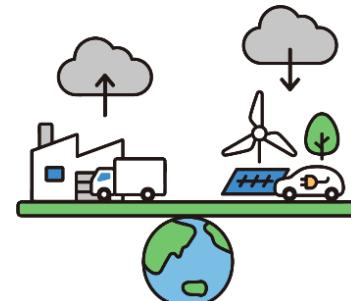


2) 新たな価値を創出する「魅力あるまちづくり」

都内有数の自然環境等を活用し、転入を促す、魅力あるまちづくりを進めます。

また、カーボンニュートラルの取組の一環として、森林再生、都市部との交流を促進します。

首都圏中央連絡自動車道日の出インターチェンジを活用し、優良企業の立地促進を図ります。



3) 災害に強く安心できる「人にやさしいまちづくり」

災害予防や、災害時の避難所、避難ルート確保等により、災害に強いまちづくりを進めます。

ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりや高齢者等の外出を促す交通環境整備等の取組により、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めます。



3-2 将来フレーム

上位計画である東京都の「多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の将来人口フレームと整合を図り、2030年（令和12年）におおむね20,000人とします。

3-3 将來の都市構造

1) 都市機能拠点

中心交流拠点 	文化・スポーツ機能、各種交流機能や商業・サービス機能等を複合的に形成します。災害時等の非常時には、町の中心的な防災拠点として活用します。
近隣交流拠点 	既存の公共施設の機能充実やサービス機能を形成します。さらに、災害時等の非常時には、西側の防災拠点として活用します。
都市活力拠点 	生産、流通等の産業機能を形成するとともに、多種多様な商業機能が集積するにぎわいと交流ある場としての機能形成を図ります。
自然環境活用拠点 	「ひので野鳥の森自然公園」の自然環境を保全しつつ、自然に親しめる観光拠点としての機能を形成します。
スポーツ・文化拠点 	スポーツ、文化、レクリエーション機能を形成します。機能形成にあたっては、周辺の森林や生態系に配慮した機能を形成します。
多自然ふれあい拠点 	住民及び都民等に豊かな自然とのふれあいの場としての機能を形成します。

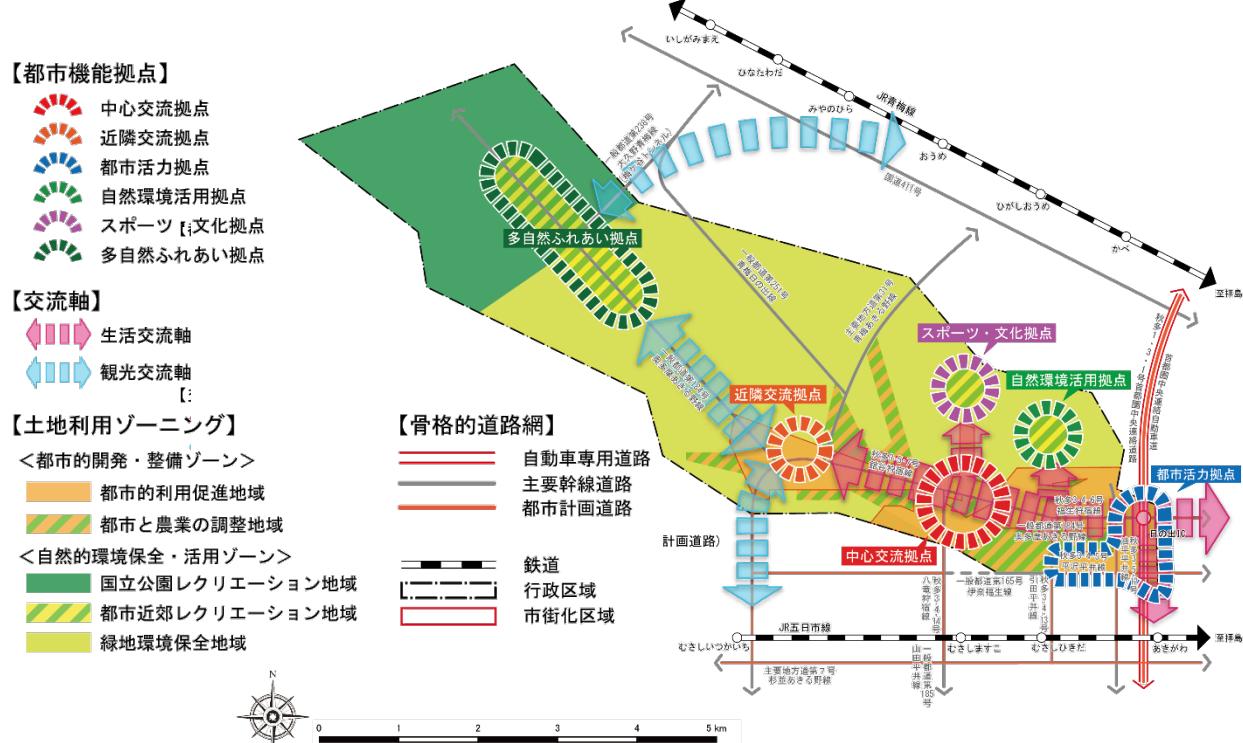
2) 交流軸

生活交流軸 	町民等の日常生活や余暇活動の利便性を高めるために、都市機能拠点を有機的に連携する生活交流軸を形成します。
観光交流軸 	町外の鉄道駅や幹線道路と多自然ふれあい拠点を有機的に連携する観光交流軸を形成します。

3) 土地利用ゾーニング

土地の持つ利用・保全特性に配慮し、町域全体を「都市的開発・整備ゾーン」と「自然環境保全・活用ゾーン」の2つの骨格的ゾーンに区分します。さらに、町の上位関連計画や、過去から将来に至る都市構造の変化を勘案しながら、土地利用ゾーンの細分化を行います。

4) 将來都市構造図



3-4 都市整備方針



(1) 土地利用の方針

目標とする町の将来都市構造を実現するために、地域の特性や役割に応じた、計画的な土地利用を推進します。また、いつまでも安心して生活ができるよう、公共施設や商業サービス施設等の生活機能の確保と、地域公共交通と連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方による、利便性の高い住みよいまちづくりを推進し、未利用地、空き家、空き地の有効活用にも努めます。



(2) 交通体系の整備方針



幹線道路の整備を推進するとともに、既存道路の維持管理・長寿命化を進めます。また、安心して利用できる歩行空間を確保するとともに、自転車通行環境の確保に努めます。

公共交通に関しては、「地域公共交通計画」に基づき、路線バスや日の出町コミュニティバス、高齢者外出支援バスの利便性向上に努めます。



(3) 公園緑地の整備方針

町域西部に広がる秩父多摩甲斐国立公園や「ひので野鳥の森自然公園」では、自然環境を保全しつつ、町民及び都民等が自然に親しめる観光拠点としての機能を形成し、身近な生活圏での憩いの場、交流の場となる都市公園等については、各公園の誘致圏に配慮しながら、適切な配置を図ります。また、谷戸沢グランド、谷戸沢サッカー場及びその周辺においては、『スポーツと文化の森整備基本構想』の推進を図ります。

既存の公園の維持管理・長寿命化及び利用ニーズを踏まえた公園の再配置の検討、公園の有効活用に努めます。



(4) 下水道・河川の整備方針

下水道については、ストックマネジメント実施方針に基づき、下水道施設の計画的かつ効率的な管理を進めます。また、都市計画河川である平井川は、浸水被害等を抑止、軽減するために、川幅を広げる等の整備を東京都に対して要望します。



(5)自然環境の保全及び都市環境の形成方針

町域の大半を占める山地・丘陵地の自然環境を保全するとともに、「ひので野鳥の森自然公園」では、豊かな自然に親しめる観光の拠点として、利用促進に努めます。また、町域を流れる河川については、計画的な整備・保全を図るとともに、緑化や親水空間の形成や生態系の保全・維持に努めます。

市街地周辺や山間部の谷間地に分布する優良農地については、農業振興地域制度の運用による保全を図り、豊かな山林が広がる丘陵緑地地域においては、「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定書」に基づく、カーボンニュートラルに向けた森林事業を実施し、都内の脱炭素化に貢献します。



(6)都市景観の形成方針

市街地からの視認性が高く、雄大な緑の景観を形成している山地・丘陵地については、極力その保全に努めます。また、都市景観に関して、住宅地、工業地にふさわしい景観形成に努めるとともに、広域商業・交流拠点、中心交流拠点、近隣交流拠点等、人々が日常的に目にし、交流する地区においては、まちの「顔」にふさわしい景観を形成します。

古い伝統的建造物が多くみられる羽生地区や、石垣（石積み）や垣根等の民俗学的な地域資源がみられる川北地区・肝要地区については、「日の出町歴史文化基本構想」に基づき、保全を基本とし周辺環境との一体的な整備を図ります。



(7)都市防災・防犯の方針

本町において、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧、復興が可能な地域を作り上げていくために、「日の出町国土強靭化地域計画」に基づくまちづくりを推進します。また、災害に強いまちの形成に努めるとともに防災拠点の整備を行い、災害時における帰宅困難者の発生を想定した対策に努めます。

土砂災害に関して法指定された区域では、降雨や地震によって重大な災害に発展することが予想されるため、事前に把握・調査に努め、必要に応じて擁壁等の防災施設の整備を行います。

犯罪に対する不安のない安全・安心なまちを目指して、町民と企業、大学、行政等が協働し、人の目が届き、夜も適切な明るさが確保されている等、防犯に配慮した都市施設の整備に努めます。



(8)魅力あり住み続けられるまちづくりの方針

いつまでもまちに住み続けられるように、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるとともに、町民ニーズに対応した公共施設等の機能拡充・機能再編に努めます。

町内への移住・定住を促進するために、多様な居住ニーズに対応した住宅供給や子育て世帯を支援するファミリー向け賃貸住宅の供給に努めるとともに、町内におけるテレワーク等のニーズに対応した施設整備やテレワーク環境の整備、小規模事業者事業場所となるサテライトオフィス等の整備に努めます。

4 地域別構想

4-1 地域の特性を生かした3地域の連携の考え方

「平井地域」、「大久野東地域」、「大久野西地域」は、以下のような異なる特徴があります。

平井地域	…町民生活や産業を支える多くの都市機能を有する地域 『都市と自然が調和し、人々の活気にあふれる平井地域』
大久野東地域	…町の歴史的資源、自然資源、都市機能をバランスよく有する地域 『行き交う人々に日の出の魅力・歴史を伝える大久野東地域』
大久野西地域	…町の特徴である豊かな自然や観光資源を有する地域 『緑豊かな自然に抱かれて人々が遊び、憩う大久野西地域』

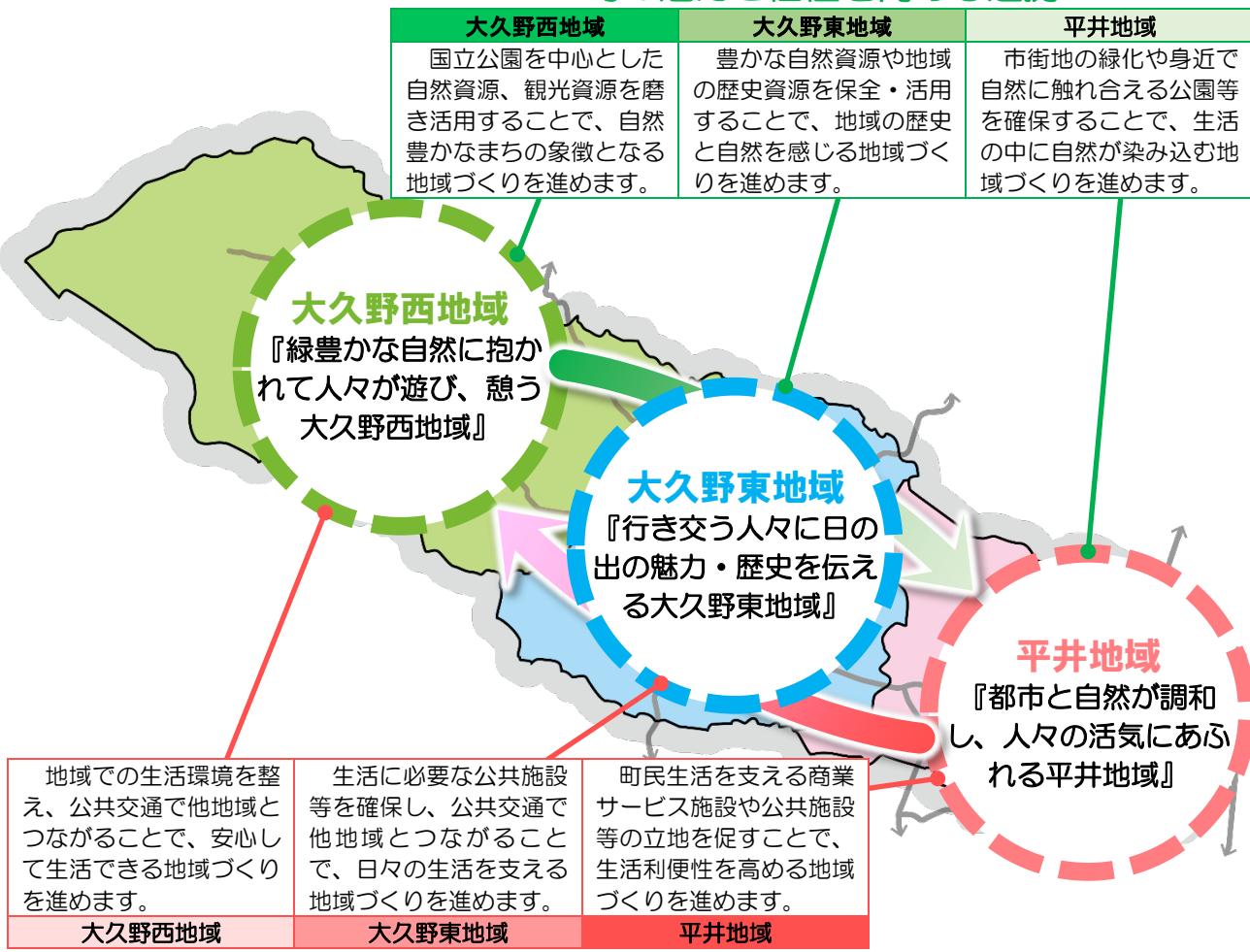
上記の3地域が、各地域の特徴を生かしたまちづくりを展開し、以下の2つの軸で連携することで相互に補完し合い、町の利便性や魅力を高めるものと考えます。

豊かな自然資源を基軸とした『町の魅力と価値を高める連携』

生活利便性を基軸とした『町の利便性と安心感を高める連携』

上記の連携による相乗効果を発揮する、日の出町に適した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づく都市づくりを進めることを目標とします。

町の魅力と価値を高める連携



町の利便性と安心感を高める連携

4-2 平井地域

(1) 地域の特性・将来像

平井地域は町の東側に位置し、町域の約1/4を占めています。令和5年4月1日現在、地域人口は11,451人で町全体人口の約70%を占めています。



平井地域の将来像

都市と自然が調和し、人々の活気にあふれる平井地域

町の利便性と安心感を高めるために

町民生活を支える商業サービス施設や公共施設等の立地を促すことで、生活利便性を高める地域づくりを進めます。

町の魅力と価値を高めるために

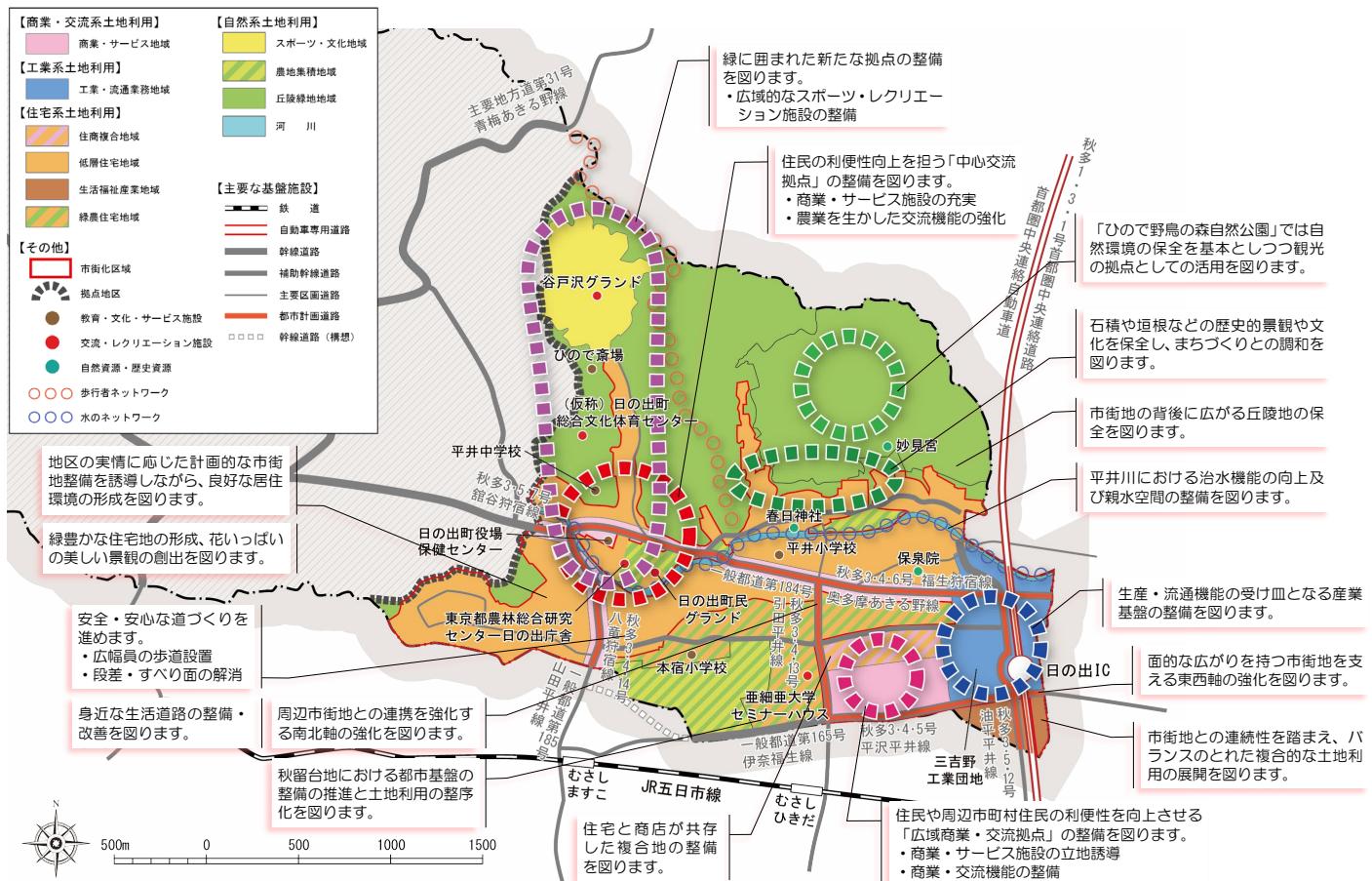
市街地の緑化や身近で自然に触れ合える公園等を確保することで、生活の中に自然が染み込む地域づくりを進めます。



<三吉野工業団地>

(2) 将来構想図

平井地域が目標とする将来構想図は、下図のとおりです。



4-3 大久野東地域

(1) 地域の特性・将来像

大久野東地域は町の中央に位置し、町域の約1/4を占めています。令和5年4月1日現在、地域人口は4,305人で町全体人口の約26%を占めています。

大久野東地域の将来像

行き交う人々に日の出の
魅力・歴史を伝える大久野東地域



町の利便性と安心感を高めるために

生活に必要な公共施設等を確保し、公共交通で他地域とつながることで、日々の生活を支える地域づくりを進めます。

町の魅力と価値を高めるために

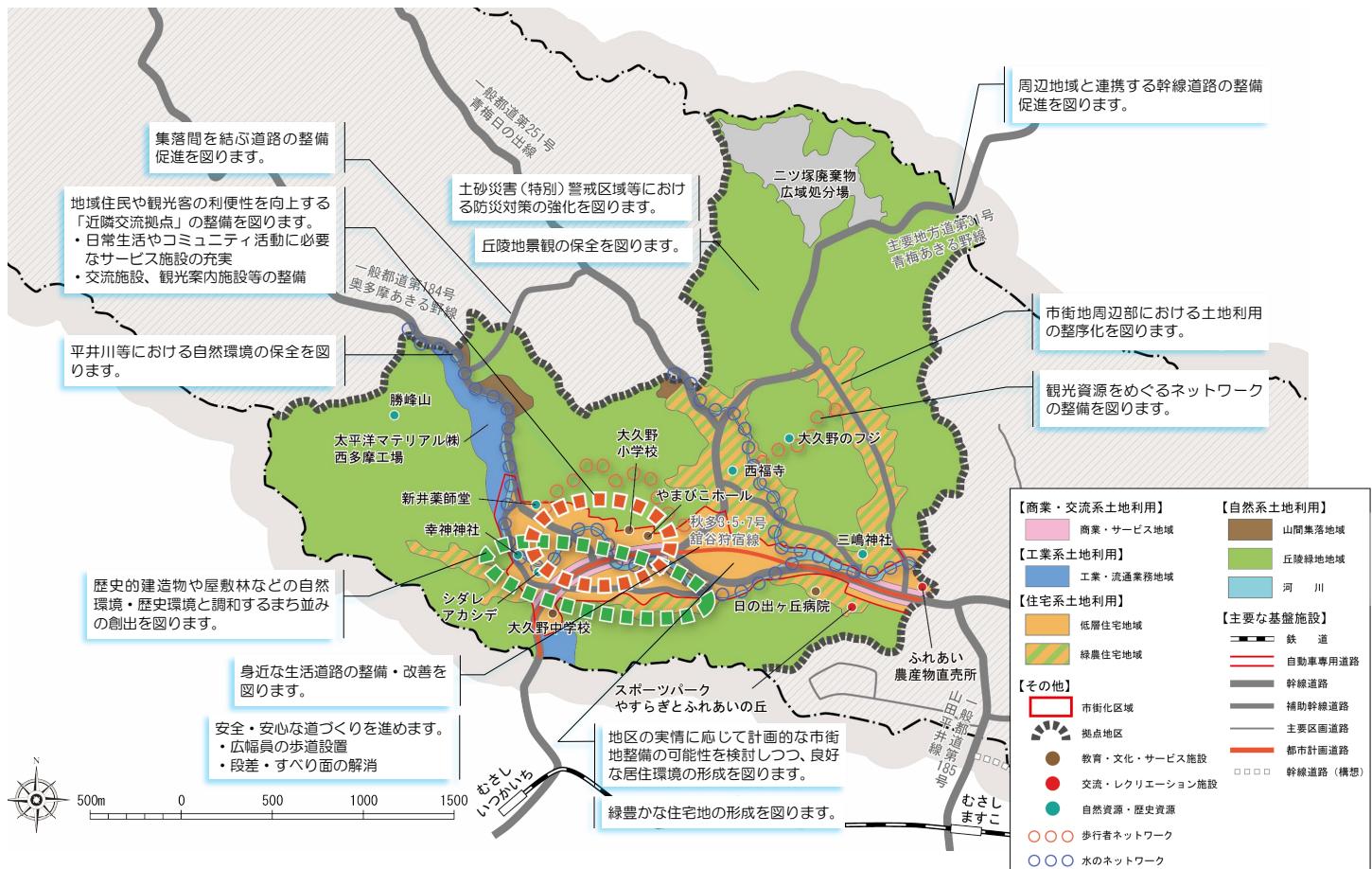
豊かな自然資源や地域の歴史資源を保全・活用することで、地域の歴史と自然を感じる地域づくりを進めます。



<大久野小学校>

(2) 将来構想図

大久野東地域が目標とする将来構想図は、下図のとおりです。



4-4 大久野西地域

(1) 地域の特性・将来像

大久野西地域は町の西側に位置し、町域の約1/2を占めています。令和5年4月1日現在、地域人口は634人で町全体人口の約4%を占めています。

大久野西地域の将来像

緑豊かな自然に抱かれて
人々が遊び、憩う大久野西地域

町の利便性と安心感を高めるために

地域での生活環境を整え、公共交通で他地域とつながることで、安心して生活できる地域づくりを進めます。

町の魅力と価値を高めるために

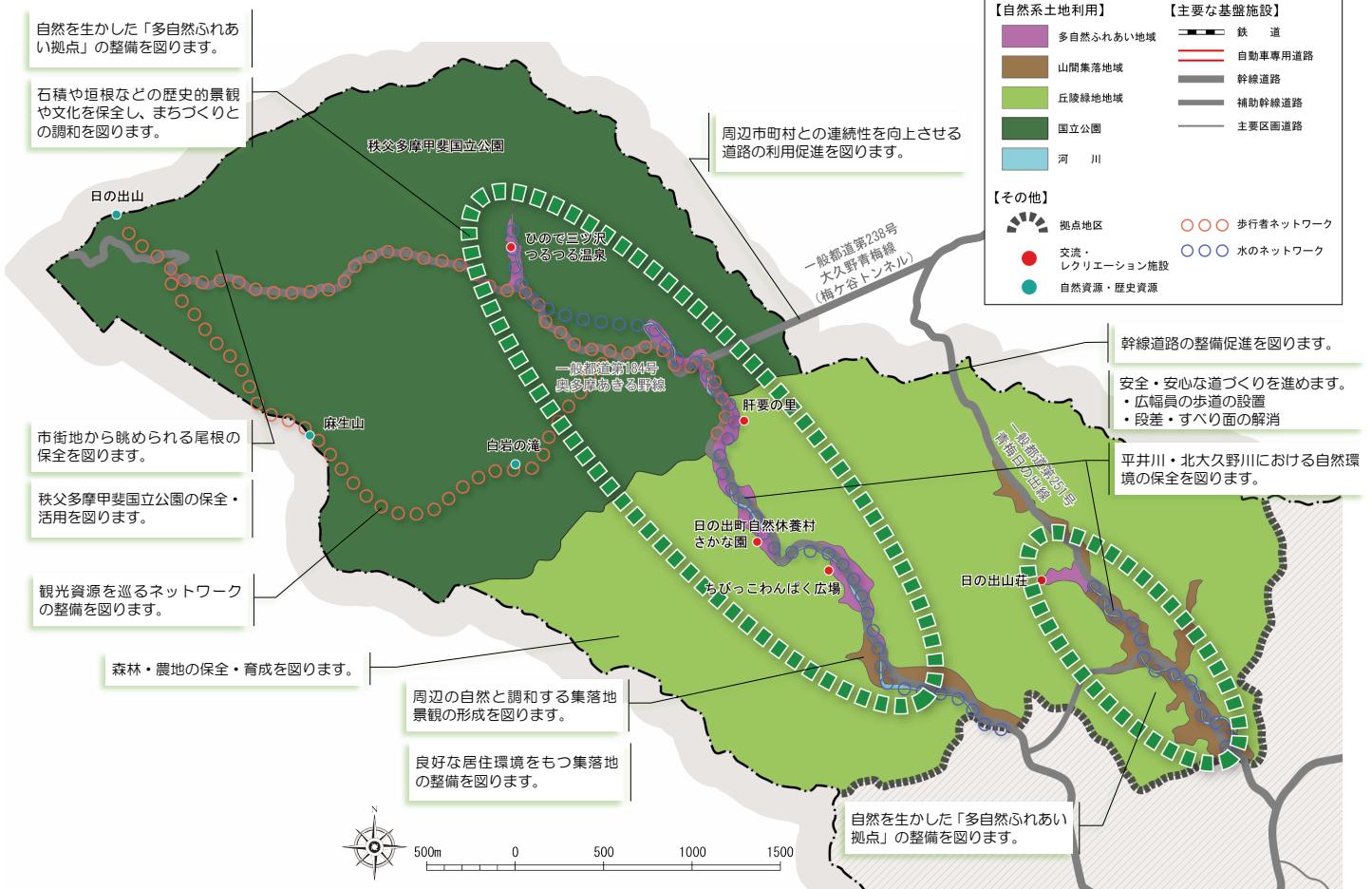
国立公園を中心とした自然資源、観光資源を磨き活用することで、自然豊かなまちの象徴となる地域づくりを進めます。



<日の出山山頂>

(2) 将来構想図

大久野西地域が目標とする将来構想図は、下図のとおりです。



5 計画の実現に向けて



(1)計画の実現性を高める取組

全体構想、地域別構想に示すまちづくりの実現性を高めるために、部門別計画の改訂・策定を行うとともに、都市づくりの課題に関する勉強会等での対策検討を行います。

(2)多様な手法によるまちづくりの推進

全体構想、地域別構想に示すまちづくりの実現に向けた手法としては、計画的な土地利用を誘導する手法と、都市基盤や空き家・空き地等の既存の都市ストックを有効に活用していく方法、公共施設の更新等にあたり民間活力を導入する方法があります。これらを地域の状況等により適宜使い分け、効果的・効率的にまちづくりを進めます。

(3)多様な主体によるまちづくりの推進

全体構想、地域別構想に示すまちづくりの実現に向けては、町が中心となりながら、町民との協働や、東京都、周辺自治体、企業・大学等の多様な主体と連携した取組を推進します。

(4)都市計画マスタープランの進捗管理

都市計画マスタープランは、目標年次がおおむね 20 年後という長期にわたる計画です。そのため、社会・経済情勢や町の状況によっては、計画内容を変更する必要性が生じます。

今後は、町の最上位計画である「日の出町長期総合計画」及び東京都「多摩部 19 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」における方針等に大きな変更等があった場合には、状況に応じた見直しを検討し、より実効性のある計画としていきます。

<長期総合計画の改訂時期にあわせた都市計画マスタープラン見直しの考え方>



都市計画マスタープランの見直しにあたっては、PDCAサイクルの考え方を踏まえ、地域の状況や町民の意向を的確に把握し、計画の進捗状況を定期的に評価するとともに、社会経済情勢、行政需要の変化等に対応した見直しを行っていきます。





東京都 日の出町
Hinode Town

日の出町 まちづくり課
〒190-0192
東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
電話 : 042-597-0511 (代) FAX : 042-597-4369